

建設委員會議録第二十八号

昭和二十七年五月七日(水曜日)
午後二時八分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事 内海 安吉君 理事 鈴木 仙八君

理事 田中 角榮君 理事 村瀬 宣親君

理事 三朗君 理事 小平 久雄君

理事 西村 英一君 理事 河口 陽一君

理事 中島 茂喜君 理事 増田 連也君

理事 池田 峯雄君 理事 田中 織之進君

出席國務大臣

建設大臣 野田 卯一君

出席政府委員

特別調査官 根道 廣吉君

大蔵事務官(主計局給與課長) 岸本 晋君

総務府事務官(特別調査官) 中村 文彦君

調達庁事務官(特別調査官) 委員外の出席者

議員 稲田 直道君

議員 宮島 久義君

議員 勝之君

議員 西畑 正倫君

議員 田中 義一君

議員 専門員 西畑 正倫君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

議員 専門員 田中 義一君

○松本委員長 これより建設委員會議を開会いたします。

建設行政に関する件について調査を進めます。すなわち去る四月十七日午後三時より翌日にわたつて起つた鳥取市の大火に関し、その被害の実際及びこれが対策等について調査を進めたいと思ひます。これに關しまして發言の通告があります。これをこの際許したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○松本委員長 御異議ないものと認め、さういたします。通告順によりまして内海安吉君。

○内海委員 私は去る四月二十日及び二十一日の両日、鳥取市に参り、大火災の被害状況並びに対策に關し視察調査して参りましたので、その概要を皆様に御報告いたし、同市の復興対策の御参考に供したいと存じます。

鳥取市の大火は、去る十七日午後三時、鳥取駅の東南方市営動温温泉裏手の民家から出火し、約十メートルの南の強風におおられて、市内の中央部を南から北へ、十二時間にわたり燃え続け、旧市街八千戸中の五千二百戸を焼失し、戦後最大の火災となつたのであります。市の中央部には、川幅約三十三メートルの鏡川が東西に流れており、消防隊はこゝで猛火を食い止めようとしましたが、対岸に引揚者のトラックが建つており、消防ポンプの不足と相まつて、大事に至つたといふこととあります。

鳥取駅より県庁に至る、南北の大通り若松街道を北に進んだ火の手は、街道の右手にある鉄筋コンクリート三階建の富士銀行の建物でよりやく食ひとめられ、これより先の市役所、県庁は、災厄を免れることができませんでした。

同じコンクリートの建物でも、古く建てられた国警本部は、ガラス窓から火が入つて、防火に役立たず、また土蔵の多くは灰燼に帰したのであります。が、前述の富士銀行は、窓の防火シャッターが完備していたため、さすがの猛火を食ひとめ得た点は、かかる大火災に對して、近代的に整備された耐火建築物が、いかに役立つかを物語るものであります。

罹災面積は四十万坪、焼失家屋は五千二百戸、罹災人員は二万四千人と算せられておりますが、このうち六千名が当時のお小学校や寺院等に收容されて、不安な生活を送つてゐる状態でありました。鳥取県は、御承知のごとく昭和十八年の大震災によつて、壊滅的な打撃をこうむつてから九年目、ようやく復興の途上において、今日再びかかる大火にあつたので、その惨状は言語に絶するものであります。しかし災害後の食糧、衣料等に関する緊急対策は、比較的順調に進み、私が市内に一時泊した際には、在日米兵站部より、トラック百二十台に及ぶ、食糧を主とした救援物資が送られ、午前三時頃よりごろ／＼たるトラックの響きが明け方まで続きました。深夜に鳥取知事と輸送隊長とが、感激的な握手をかわしたといふような場面も見られたのであります。

現在のところ民心もおおむね安定しているように見受けられますが、何分にも再度にわたる大火災に、市民のうちには、意氣沮喪して再起を危ぶんでゐる者も少くない状況であります。

で、中央より急速的確なる援助の手を差し伸べる必要があるものと考へます。鳥取市及び鳥取県よりは、別紙の通りの要望書が提出されておりますが、私の直接聞きまゐつたところを総合して、その概要を述べますれば、次の通りであります。

第一に、災害後三日を経た当日、すでに借地借家関係の紛争が生じて、借家人に不安の念を興へてゐる状況にかんがみ、とりあへず知事の権限による建築制限措置を講ずるとはいへ、罹災都市借地借家臨時処理法を鳥取市に適用する立法を急速に進める必要があるとのことで、これに關しては、すでに地元議員や私どもの共同提出によつて昨日の衆議院を通過したような次第であります。

第二に、打撃をこうむつた中小企業を立直らせるためには、急速な金融措置が要望され、市当局は、商店街の厚生運轉資金として三千三百戸分五十九億圓、一般に對する厚生資金として二千戸分四億圓がほしいと言つております。

第三に、住宅対策としては、すでに公営住宅法に基く第二種公営住宅千五百戸、住宅金融公庫からの融資二億

圓、七百戸分が決定を見たわけでありますが、公庫からの融資は倍額程度、かつ個人の負担する頭金を少くし、あるいは店舗併用住宅に對する融資も認める等の特別措置が要望されております。

第四に、復興計画としては、土地区画整理を行い、主要道路を擴張するほか、近く立法される耐火建築促進法の適用により、若松街道を防火建築帯として、今後再びかかる災害を繰返さざるようにしたいという意向であります。また学校病院等の公共的建築物も、できる限り耐火造としたいが、これがための国庫補助並びに起債等に関し、格別の援助をしてもらいたいという要望であります。

県の算定した復興事業費の概数は、建築関係十二億圓、文教関係四億圓、都市計画関係三億圓、その他を合して二十四億圓に上る見込みになつております。

最後に以上の諸方策を実現するため、鳥取市復興法ともいへる特別な立法を行い、都市計画、耐火建築、住宅対策、資金対策等を総合的に強力に推進することが必要である。すみやかにかかる措置を本委員会においてもとられたと強く要望されました。

次に鳥取市及び鳥取県の要望事項を御報告申し上げます。

第一に、入江鳥取市長の要望であります。住宅金融公庫の貸付額に對する各人負担頭金を免除または減額すること。④現在のわくを四億圓に増額する

こと。(4)その頭金八千万円を長期貸付とすること。(5)または少くとも九割の貸付を認めていただくか、あるいは頭金総額を市の起債に認めていただくこと。金融公庫各銀行の貸付のわくの擴大、商店街の厚生運搬資金として一戸当り百八十万円、三千三百戸分、金額五十九億四千万円、一般に対しては厚生資金一戸当り二十万円、二千戸分、金額四億四千万円、計六十三億四千万円を増額してもらいたいという希望なのであります。以上は鳥取市長の要望であります。

次に復興計画の概要と鳥取県の要望について御報告申し上げます。都市計画関係において三億四千万円、これは復興費であります。同上国庫補助見込み金額一億五千万円、さらに地元負担その他において一億五千万円、次に建築関係におきましては、復興費十二億四千万円、国庫補助見込み金額四億四千万円、その他地元負担等において八億四千万円、民生関係において復興費四千三百三十六万円、国庫補助見込み金額二千二百二十八万円、地元負担及びその他において二千八百八十万円、文教関係において復興費三億九千二百三十六万円、国庫補助見込み金額九百七十七万七千四百円、復興費四億九百七十七万七千四百円、国庫補助見込み金額二億四千八百八十八万八千八百八十八円、労働関係において復興費二千五百五十万円、国庫補助見込み金額千四百五十万円、地元負担その他において七百五十万円、以上の

要求があるのであります。さらに県の要求であります。融資の面であります。起債において十一億九百八十八万八千八百八十八円、農林漁業関係において七千二百七十五万円、合計三十四億三千五百五十五万円、こういうような要望がありました。なおその後今日まで、鳥取県当局において検討した結果、別表の数字が若干かわつて参りましたので、ここで追加して御説明申し上げます。すなわち公共施設の復旧等に要する事業費は、約二十六億六千三百余万円に上り、これらの罹災救助及び公営住宅復旧のため、現在二億円の短期融資が認められておりますが、復興事業の促進をはかるため、さらに最小限八億円のつなぎ資金増額が必要であり、また起債措置の早急決定を要望しております。

次に鳥取県は、平時においても財政状態がきわめて逼迫しており、昭和二十七年年度の当初予算について見ても、繰越三十二億五千四百余万円で、地方財政平衡交付金が十二億四千万円、地方債が十億四千万円、県債等国庫に依存するものが三億七千万円あります。県税その他の県固有財源は六億七千万円、繰越金に比しては、二割にすぎない状態であり、それが今回の大火により、鳥取市の商業地帯はほとんど全滅したため、事業税、入場税、遊興飲食税、固定資産税等の減免措置により、県及び市の財政は、さらに窮乏することになります。地方財政平衡交付金の増額に關して、強く市民は要望しておるのであります。さらに商業の復興資金としては、繰越金およそ三十六億円を要しますが、これらもとよりあ

ず二十二億円を国庫資金または日銀あつせん融資としてもらいたいと要望しております。その他細部にわたる要望事項が数項目ございまして、本委員会と関連が薄い問題と認められますので、私よりの報告はこの程度にとどめておき、足らざる点は本日特に御出席を願つております鳥取県選出の同僚、稲田、門脇兩代議士より補足説明していただきたいと存じます。以上をもつて御報告いたします。

○田中(總)委員 議事進行について……内海さんの現地を調査された報告、非常に御苦労さんであつたと思ひます。この報告につきまして、私議院運営委員会に出るのですが、先般衆議院を代表して、慰問と調査のために派遣された方々があるわけであり、その意味で、ただいまの内海さんの御報告は、衆議院を代表して調査に参られた意味合いにおける御報告であります。それとも建設委員としての独自の立場における調査の御報告であるかという点を確かめたいことが一点でございます。

それから各関係の委員会から、実は調査に参らなければならぬ申出もありましたけれども、議院運営委員会におきましては、各委員会からの個々ばらばらの調査ではなくて、総合的調査の意味で、衆議院を代表した調査団を派遣したところのいきさつもあり、主としてこの委員会が中心になつて、その調査の報告に基いて、今後総合的な対策を立てて行かなければならぬと思ひますので、その点の関係を明確にしたいだけ、ただいまの報告も、われ／＼その意味合いにお

て受取り、これに対する質疑もいたしたいと思ひます。その点を明らかにしたいと思ひます。○松本委員 ただいま田中君からの御発言であります。当委員会として、実情調査員の派遣はいたしません。先ほどお話しのごとく、議會側として御足労願つて調査をしていただいたのでありますけれども、この調査員の報告を、きょうは承る予定にはいたしておりません。本日は鳥取市の大火につきましての被害の実情について、当委員会として調査することにより、たし、かた／＼内海委員は、前建設政務次官等の御関係もあり、かつまた自由党の方から派遣されて、遠路さつそく現地にお越しを願つて、実情等も御調査願つており、かつ当委員会の理事でもありしたので、当建設委員会としても、この対策につき慎重なる、かつまた適切な方途を講じたい、こう考へました。なおまたきょうは建設大臣等から、建設省側の実情報告も聞きたい、こう考へて、かつ地元鳥取県の選出の方々の御意見も、この機会に伺つて、要は実情並びにあとの復興の具体的な対策を立てる關係上、この調査をするということが目的でありまして、いづれまた機会を見て、国会側から派遣された方の調査報告も承りました、こう考へております。さような目的で、この議院を審議する、こういうことにいたしました。どうぞ御了承をお願いいたします。

急かつ適切な方策を国会側として講ずることが必要だ、かように考へましたように、国会側として調査いたしました調査団の報告も、特に本委員会としてはできるだけ早く聴取いたしまして、大蔵省その他各省にまたがる問題でありますから、総合的な見地から、早急かつ適切な方策が講ぜられるように希望したいと思ひます。なお本日はこの委員会に見えておりませんが、私の方の党にも、鳥取選出の足鹿議員がおられますので、もし委員外の発言が許されますならば、農村方面を担当しておられる関係もありますので、本委員会においても、発言の機会を與えられることを委員長に希望申し上げておきます。

○松本委員 国会側の調査員の各位は、明日か明後日お帰りを願うか、こう考へております。しかし事は復興を非常に急ぎます關係で、当委員会専門の立場から本日は調査をすることになりました。いづれ国会側の調査員のお帰りの上は、その報告を承り、他の委員会とも協議して、各般にわたつてさつそく復興対策を講ずる、こういうことにしたいと思ひます。なおまた地元議員各位からの御発言等ありましたから、いつの機会でもお願いをいたしたい、こう考へております。御了承をお願いいたします。次に御発言の通告があります。野田建設大臣。

○野田建設大臣 先般の鳥取大火につきては、私は建設大臣といたしまして、罹災されました市民諸君に対しましては、衷心より御同情申し上げる次第であります。

私はできるだけ早くみずから現地に
おもむきまして、皆さんを御慰問申し
上げ、また御相談に乗りたいというふ
うに考えておつたのでありますが、
いろいろなことのためにどうしても手
が放せなかつたのであります。そのこ
とが一応片づきました去る四月二十六
日に東京をたちまして、日帰りの旅行
でありましたが、現地に参りまして、
いろいろと見せていただいたのであり
ます。災害の状況等は、県庁からの報
告、あるいは写真等によつて大体承知
いたしておつたのでありますが、現場
に行つて見ますと、厭の近所からなが
めると、ほとんど無一物の焼け野原
になつておる姿を見まして、災害のい
かにも痛々しいのに驚いた次第であり
ます。しかるにもかかわらず、市民諸
君が雄々しく立ち上られまして、私
の着きましたのはちやうど災害の後十
日目でありましたが、十日目にはすで
に五、六百戸の新しいバラックが市民の
手によつて建てられておつたのであり
ます。県、市が共同して建てておりま
す。仮設住宅五百戸のほか、市民自体
の手によつて、五、六百戸の新しい家
が建つておる、こういうわけで、その
雄々しい立ち上り振りにまつた心強
さを感じた次第であります。

私は市内各所をまわつて歩きました
が、特に力を入れましたのは、市内の
焼け残つた小学校に收容されておる罹
災民の方々でありました。小学校並び
に寺院等におられましたが、非常にさ
んたんなる状態でその日／＼を送つて
おられるというやうな状態でありまし
たので、できるだけ限りの問題を考え
て上げねばならぬということを痛切に
感じたのであります。それからまた家

が建ちましたも、その後仕事を始めら
れる金にお困りであるということが目
に見えておるのであります。その生
業再開に要する資金の手当という問題
に對しまして、政府としては十分
たたかひ心でもつて御相談に乗り、迅
速なる措置を講ずる必要があるという
ことを痛感いたしました次第であります。
現地ではいろいろと要望もございま
して、その中にはすでに中央において
着手しておるものもあり、また今後着
手すべきものも、いろいろあつたので
あります。内容は財政上の問題と金
融上の問題にわかれるやうに認められ
ました。法制的な問題につきまして
は、借地借家につきまして、罹災地の
借地借家の問題を解決するために立法
的な措置があるのではありませんが、こ
れはすでに先月二十八日に衆議院におき
まして議員提案でもつてそのことがま
とまりかけておるのであります。こ
れを急速に通過させていただくことに
よりまして対処し得るものと考えらる
のであります。財政上の問題につきま
しては、御承知のやうに災害が起きま
した直後の四日に、とりあえずつなぎ
資金として二億円出したのでありま
して、これを大抵市と県で半分ずつ、一
億ずつわけ合つてお使いになつておる
やうな状況でありました。この二億円
のつなぎ資金ではとても足りないから
というわけで、さらに六億ないし八億
程度のつなぎ資金が必要である、こ
ういふ申出がありまして、ただいまその
問題を大蔵省と協議中であります。そ
れから住宅問題につきましては、災害
救助法に基きます仮設住宅一千四百
戸であります。大体一千戸余を建て
ることになりました。すでに五百戸

につきましては建築中であつたのであ
りますが、おつかけてまた五百戸程
度を増加いたしました。予定通りに一
千戸以上建てたい、こういうやうに考
えておるわけでございまして、それから
公営住宅法による第二種の公営住宅、
要するに罹災者を入れるために必要な
公営住宅につきましては、法律上にお
きましては罹災住宅の三割に當るもの
を建て、またその建てた場合には三分
の二の国庫補助ということにきまつて
おりますので、その戸数は一応一千五
百六十戸というやうに見積られてお
りまして、この点につきましては、
政府の三分の二の負担は、御承知のや
うに八十億の災害復旧費が本年度の予
算に計上されておるのであります。さ
ら、そこから出したい、こういうやう
に考えておる次第であります。それか
らまた融資住宅、すなわちまた住宅金
融公庫からお金を貸しまして家を建て
る、罹災者に家を建てる金を貸し付け
るという問題につきましては、すでに
二億円という額を設定いたしましたの
であります。これは十八日に設定をいた
しましたので、現地の実情は二億円では
足りない、これを四億円にしたいとい
う、御希望がありました。私は二億円
と考えておりましたが、現地では千戸
以上建てたいから四億円にしたいとい
ふ、こういう御要求でありまして、こ
の点につきましては、まず二億をわく
をつくりまして、これを必要に応じて
三億でも四億でもふやすやうに目下建
設省としては手配をいたしておる、こ
ういふやうな実情であります。こ
ういふわけで、仮設住宅、あるいは公営住
宅、あるいは融資住宅というやうな方

法をもつて進んで参ります。そのほか
に市民自体が自分の自力によつてお建
てになるものも相当ありますので、こ
ういふものをかれこれ取合せますと、
五千戸以上燃えたのであります。そ
のほか大部分のものが目鼻がつくこと
に相なるのではなからうか、こ
ういふに考えております。
それから都市計画の問題であります
が、都市計画は去る昭和十八年に御承
知のやうに鳥取大地震がありまして、
それに伴つて火災が起り、当時の鳥
取市はほとんど鳥取に焼けたのであり
ます。その直後に都市計画が施行され
まして建て直したのであります。さ
が、それが徹底を欠いておつたとい
う点があるのではありません。今回は火災の
経緯に照しまして、できるだけつば
な、理想的といふ言葉があまりつ
ば過ぎますが、要するにしっかりと
た、つばな都市計画を実行したいとい
うわけで、この点につきましては何
よりもまず先に着手をいたしまして、
ただちに図面を引きまして、まず建築
線を設定する必要があるというわけ
で、建築線の設定に着手しております
。私が参りましたときには、建設省
の役人が十数人と、それに学生の応援
隊が四十何名一緒に参りまして、市内
に旗を立てまして、線を引いて盛んに
杭打ちをいたしておつたのでありま
す。その作業が大体五月の二日ごろに
終つておるはずであります。遅くとも
五日ごろには終るというやうな予定を
聞いて参りました。それがきまりま
す。あとは換地処分でありまして、換
地処分を五月中には完了したいとい
うやうなことを申しておりました。あ
の分で行けば、現地の人々の非常に御熱

心なる御努力によれば、これも実行が
できるのではないかとこころに考
えておるのであります。この都市計画
の事業を遂行するためには、大体四億
円くらいの金がいるのではなからうか
と見積られておりますが、これに對し
まして、財政をやくりくりまして、何
とか支弁したいといふやうに考
えておるのであります。それから都市計
画に次ぎまして、今回の火災は、鳥取
市には木造の家屋ばかりであつて、不
燃建築が少かつたということが一つの
大きな原因になつておるので、不
燃建築の町をつくりたい、もちろん全
部を不燃建築にするといふことはとて
もできませんので、いわゆる防火帯地
区につきましては不燃建築をいたすとい
うことに指定をいたしまして、それ
がために若松通りという駅前から県庁
に至るメイン・ストリートを防火帯に
指定いたしました。おそらく事業費は
四億円くらいかかると思いますが、こ
れによりまして今後の火災防止に十全
の備えをしたいといふやうに考えてお
ります。これにつきましては、議会で
御審議中の耐火建築促進法が通ります
ればただちにこれを発動したいといふ
やうに考えておる次第であります。そ
れからその他公共建物、たとえば小学
校であるとか、中学校であるとか、官
学校であるとか、あるいは病院である
とか、保健所とか、いろいろなもの
が焼けておりますが、こころ／＼なもの
が焼けても、今後はできるだけ不燃
建築にしたい。今は金がなくて困
つておる県財政でありますけれども、
火災を再び繰返さないといふ意味にお
きまして、ぜひとも不燃建築にいたし
たいと考え、また中央官庁の出先があ

りましたり、あるいは会社銀行等の出先、あるいは本店もありますが、そういうものにつきましても、今後は不燃建築を原則としてやつて行くように、あるいは補助、あるいはその方針で臨みたい、こういうふうに考えておる次第であります。

それからあとの生業等に関する資金の問題であります。これにつきましては、県、市におきまして保証をいたしまして、一般銀行から罹災者が自分の生産資金を借入れることができるような措置を講じておられますので、きわめてこれは機宜を得た措置だと考えます。その他預金部資金の転貸というような方法も考えられておりますが、これにつきましてはまだ結論を得ておりません。ただいまわれ／＼の方から案を示しまして、大蔵省で検討をいたしておるといふ実情であります。政府といたしましては、その他いろいろの方法を講じまして、できるだけ早く鳥取市の復興がなり、市民の方々が再び安心して生業に従事されるのができ、すように、最善の努力をいたしたい、こういうふうに考えておる次第であります。簡潔であります。一応御報告といたします。

○松本委員長 この議題に關しまして、ただいま稲田直道君より委員外の発言の申出があります。これをお許しするに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松本委員長 御異議なしと認めます。稲田直道君。
○稲田直道君 今回の鳥取市の大火にあたりまして、さつそく国会並びに政府より適時の措置が講じられ、かつ建

設省といたされましては、大臣がおいでになりまして、つぶさにその状況を視察になりまして、今お話のありましたような妥当な措置を今後徐々／＼とおとりになるというのを承りまして、地元代議士といたしまして、まことにありがたく存しておる次第であります。

本件につきまして、さつそく本会議に申出しまして、緊急質問を試みたいと存じまして通告をいたしましたのであります。したが、いろいろの事情のために、委員会で大蔵省の出席を請うて質問し、特に出席の出席がございましたので、特に本日御多用中の大臣を引きとめまして、本件につきまして御質問申し上げる次第であります。

鳥取市は十年前にまれに見る大震災によりまして、その八割程度を崩壊いたしました。それがやや今日に至るまでに復興いたしました。たんににおきまして、今回のひどい大火に見舞われまして、今回の財政不意な県、財政不意な市といふところと存じておる次第であります。こいねがわくは本委員会におきまして、特別の御同情のもとに、今後適切な御措置をお願いする次第であります。これにつきまして、まず金融関係は大蔵、安本、地財委その他に譲りまして、本日は特に建設大臣の御出席をお願いいたします。建設に關する三、四の件につきまして、御相談をいたし、お尋ねいたしまして、今後の復興に關する当委員会における種々の御施策の一端に供していただきたいと思います。う次第であります。

まずお尋ねいたしたいと思ひますのは、今回の災害復旧事業計画を遂行

いたしますためには、公共施設の復旧等総額約二十六億六千三百余万円の巨費を要するということに大体計算をしております。したが、目下補助を決定いたしております二億円のつなぎ短期融資は、ただいま大蔵省の申されまして、よりに、公営住宅復旧及び罹災救助による短期融資等に大体限られております。これではどうして目的を達しがたいのであります。先ほど大蔵省の御報告中にもありましたように、今後なお六億ないし、八億をいただきたいと思つておるものであります。これに對しまして、先ほど大蔵省が御話がありましたのが、なお御答弁が願ひたい。なお地方の県、市といたしまして、爾余のものを負担しなければならぬのであります。したが、まことに財政不意な県、市といたしまして、これが措置をいたしましては必ずや起債によらなければならぬと思つておるものであります。これらにつきまして、建設大臣といたされまして、地財委ともよく御協力くださいまして、復興のために大いに御盡力あらんことを希望いたします。次第であります。

右二点につきまして、あらためて大臣の御方針を承りたいと思ひます。
○野田国務大臣 稲田議員が今回の鳥取の災害につきまして非常にいろいろと御心配になり、東奔西走されております。御熱心に対しましては、敬意を表する次第であります。私が鳥取に参りましたにつきましては、稲田議員の切なる御要望、御懇請があつたこともあつた。力ある次第であります。

ただいまつなぎ資金について御質問がありました。これは御承知のよう

に、四月十八日の朝、現地の損害状況等がわからぬ先に、大体の見積りでもつて決定をいたしましたものであります。したが、ただいま相当額の追加要求が出て来ております。これにつきましては今大蔵省と折衝中でありまして、大蔵省で一応どの程度出せるかということについて、検討した結果、出次第連絡をつけるということに相なつておる次第であります。

それから第二段の起債の問題につきましては、私鳥取から帰りました。極力起債を認めてくれるように申ししたのであります。現在鳥取県並びに鳥取市の財政状況からいましては、自力でもつて金を出す余地は全然ないというふうに私は認められるのであります。この災害のために大分エキストラの費用が、今まで経常費でない臨時の経費がたくさん出る。そのほかに入庫金が非常に欠陥を生ずるといううなこと、出るものはよけい出て、入るものは入らないといううなことになりやすので、予取状態はまづたく火の車でありまして、どうしても国庫補助金でまかなわれない部分は起債にやらなければならぬという原則的な話合いをいたしまして、この点につきましては地方財政委員会なども十分承知いたしまして、その線において最善の努力をいたしたいといううに申しておるのであります。今後御希望の線に沿ひまして、十分地方財政委員会を督促いたしまして、早期に決定して、もらうように努めたいと考えておる次第であります。

○稲田直道君 ただいま私の私の質問に對します建設大臣のお答え、大

体満足いたす次第であります。今後とも本件につきましてよろしく御願いいたします。次第あります。

第二のお尋ねは、住宅金融公庫の取扱の住宅資金は、先ほどの大臣のお話のように、二億円の貸出しても、ことに決定しておるものであります。これもさらに二億円を増額せられたらと思ひます。この金は商業関係の店舗の部分には通用しないように記憶しておるのであります。住宅の部分のみに通用いたしまして、商業店舗の部分には通用するに難点があるのではないかと、いろいろなことを記憶しておるものであります。こいねがわくは店舗の部分に對しまして、その融資が通用するよう御措置を願ひたい。通用するようでありましたならば幸ひであります。が、もしせないような場合には、特別な御措置が願ひたいと思ひます。なお融資は八割の融資でありまして、あとの二割は金を借りる者の頭金になつております。この頭金の負担というものが、現在着のみ着のままで焼け出された罹災者につきましまして、この頭金の二割というのは非常に苦痛なのであります。これに對しまして特別な御配慮が願ひたいと思ひます。が、願えないものであります。うか。願えれば何とか御配慮が願ひたいと思ひます。この三点につきまして、すなわち増額を願うということと、頭金の二割ということと、それから店舗に關する融資ということにつきましての三点につきまして、大臣の御答弁が願ひたいと思ひます。

○野田国務大臣 ただいま御質問の住宅金融公庫による融資の問題であります。二億円は一応のわくでありまし

第二点の、店舗にも擴充しろということではありますが、これは法律の正面から言いますと、店舗だけの部分について融資することはむしろかしいのであります。住宅というものを広く解しまして、店舗の部分にも及び得るような措置をいたしたいと考えております。

第三点の、頭金の二割を何とかならぬかという点につきましては、今までの災害地の実情におきましては、地方公共団体等におきまして財政支出でもつてこの二割を措置いたしまして、あとの八割は国庫の融資を仰ぐというような措置をとっておりますが、同様な措置ができれば鳥取においてもとつていただいたらいかがか、こういうふうに考えております。なおその二割を別途一般金融機関からの借入金によれるかというようなことにつきましては研究中であります。

○稻田直道君　ただいまの大臣の御答
弁、大体満足をいたしました。が、これ
もなおよく御善処を願いたいのであり
ます。

條三は防火建築帶建設指定に伴ひまして、補助をいただくというわけであります。すなわち復興鳥取市に設定せられます防火地帯建設につきまして、ただいま大臣は四億圓程度はいるであろうということを申しておられましたが、この四億圓というものに対し

○野田国務大臣 防火帯の問題、すなわち耐火建築促進法に基いての補助金でありますが、一般の際は木造建築と耐火建築との差額の四分の一を国、四分の一を地方公共団体において補助するというふうになつておつたと思いますが、災害の場合は今お話のように三分の一、三分の一というふうになつておると思います。これにつきましては二億円というわくがございますが、これは大体鳥取災害なんというものは全然予想しておらなかつた数字であり

まして、大体二億円は各地に割振つて
おるものでありますので、今後補正予
算等の機会におきましては、その鳥取
災害についての部分だけは少くともふ

やしてもらうという心組みで進みたい、こういうふうに考えております。

○稲田直道君 本件につきましてはどうかなお特別の御配慮を今後していただきたいと願望いたします。

次は復興鳥取市の都市計画の費用は、概算四億円内外かかるだろうとい

りますから、こうした場合におきましては、何とか四分の三に補助を考えてもらうようなことはできないものでありましようか。大臣の御答弁が願いたいと思います。

○野田國務大臣　ただいまの補助率の二分の一をもつと高率にならないかという点であります。この点につきましては、現地の御要望もあり、われ／＼としても十分に検討いたしております。しかしながら今各省と大体話し合つておるところを申し上げますと、補助

助率は二分の一ですえ置いた方がいい
じやないか、そして足らない二分の一
は起債を認めて、起債でもつて措置す
る。その起債をやつて二分の一はまゝに

は——その起債は災害のための起債であり、その起債の元利の支拂いに要する金は、地方財政平衡交付金の交付の場合におきまして、特別に考慮してもらうということにすれば、地方財政としては負担が非常に軽減することになるんじゃないか、こういうような

以上四点につきまして、主として建設方面のことにつきましてお尋ねをいたしたのでありますけれども、大体お願いできる筋もありますけれども、なおその他予算の関係におきましてお願いのできない点が多々あるように思います。よつて今後、県及び市の財政力の補強措置といたされまして、臨時特別法でも制定していただきまして、特に建設関係のいろいろの現在ある法律その他によりまするさわりを、この特別の立

法措置によりまして除いてもらいました。復興したいと思うのであります。これはたゞに鳥取市のみの問題と私は解していないのであります。今後こうした都市の、少くとも三百戸、五百戸以上くらの都市のこうした災害に当てはまるような法律を、この際鳥取市を救うためにもつくつてもらひまして、今後のこうした災害の対処策としていただいてはいかかと思ふのであります。たとえてみますれば、罹災都市復興促進法とでもいふようなものや

つくつていただきたいと思いますのであります。それがつくられますならば、鳥取市もただちにその適用を受けまして改わるようになりますと考えるのであります。

ます。そうしたことにつきまして建設大臣は御賛成であるかないか。もし御賛成であつても政府立法としてできないれば、不肖私ども議員立法としても提出したいという意見も持つておるのであります。これに對しまして大臣の御意見を承りたいと思ひます。

先ほど補助率の点についても話が出ましたが、たとえは鳥取市あるいは鳥取県は非常に貧弱な県でありますから、補助率を上げるというようなことをいたしました。それは私はいち思います、そういういたしますと、その次に災害が起りますと、どうしてもこれは均霑をするというのが今までの実例なのであります、財政状況が非常に苦しかった鳥取県の例が、財政状況がそれは

どでもない県にも同じように行つてしまふということになりまして、われわれといたしましては、財政状況の悪いところには特に手厚くしたいという意図を持つておりますが、法律のきめ方いかんによりましては、みな繻花といえますか、同じように行く、財政状況がよくても悪くても同じように行くということになりまして、先ほど申しました二分の一から二分の一は国庫で補助する、あと二分の一は起債を課め、その起債の元金の支拂いも地方財

政平衡交付金で見えて行くということになると、金額政府が見て行くということになつてしまふわけですが、尤だ高率に上つてしまふという点です。

裕な都市を潤おすことになるようなおそれもありますので、そういう点もかれこれ十分研究いたしまして、最善の方法をとりたいと考えておる次第でございます。

○稲田直道君 これをもつて大体建設関係のお尋ねと参りたいと思ひます。

が、最初に申し上げましたように、財政不如意の県であり、市であります。したがび重なる大災害をこうむつておるのでありますから、特に鳥取県の復興に對しまして、本委員会におかれましては、また建設省におかれましては、大臣その他各当局におかれましては、特別の御配慮をお願いいたしたいと思つてあります。委員外の不當私が長時間にわたりました時間を割愛していただいたこと、大臣の懇切丁寧なる御答弁をいただきましたことを厚く御礼を申し上げまして、私の質問を打切る次第であります。

○松本委員 本件に關連質問がありましたら……。村瀬君。
○村瀬委員 鳥取に對しましてはまことに御同情にたえないのでございまして、本委員会でもできる限りのことをいたしたいと思つております。そこでたゞいま野田大臣の御答弁について一言明らかにしておきたいと思つてあります。住宅金融公庫の金を店舗に使えるかどうかという問題であります。これは非常に重大な問題であります。これはつきりともう一点御答弁が願いたい。それはたとへば二階を一閣住宅にして、下は全部店舗であるという場合には、二十坪以内であつた場合には、それは全部これを使つてもよろしいものと大臣はお考えになるかどうか、この点を明らかにしていただきたいのと、それからもう一つは、いわゆる不燃化建物、防火建築の助成法案であります。これは二億ですが、この法案を審議するとき並びに予算措置をいたしますときには、鳥取の大火というようになことは夢にも思わなかつたのであります。従つてこうい

う場合には、これは政治的良心として、当然そこへ行く分は補正予算で追加することが常識と思つてあります。が、さうに了承してよろしゅうございしますか。

○野田國務大臣 あとの点であります。現在まだ二億の法律は通つておらないのであります。従つて二億は手つかずにあるわけでありまして、法律が通りましたら、それによつて実行して行くことになるわけでありまして、であります。建前から申しますと、補正予算を出すということもいかかと思ひます。従つて今後補正予算等の場合におきまして処置をいたしたい、こういうふうに考へておるわけでありまして。
それから住宅金融公庫の融資対象に店舗が含まれるかどうかということにつきましては、住宅金融公庫の金は、あくまで住宅に貸出すわけでありまして、しかし住宅と店舗とが一階になつてゐる場合が相当あるわけでありまして、店舗が付属してゐる——若干付属してゐるという場合にはおきましては、これを住宅金融公庫の融資の対象にいたしたい、その割合等につきましては、どの程度にいたしたいか、今検討いたしております。

○松本委員 本件に關連する質疑は、この程度にとどめます。

○松本委員 次に宅地建物取引業法案、瀬戸山三男君外十一名提出、衆法第二十八号を議題といたし、質疑に入りす。

質疑は通告順によりこれを許します。池田肇雄君。

○池田(肇)委員 提案者に質問いたしますが、宅地建物取引業を営んでゐる業者は、大体どのくらいの数があるでしょうか。そういう基礎数字について、願わくは政府当局の方から、建物業者がどのくらいいるか、どういふ不正を働いておるか、こういう実相を御報告願へば、この法案に對する質問をする上に非常に参考になりますので、まずその点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○淺利委員 現在の業者の数字は、ただいままでは、これを捕提すべき正確な統計はとり得ないのであります。表立つて営業してゐるものもありますけれども、ほとんど看板もかけないでやつておる、こういうものもあります。そこで大体の推定によります数字は、全国で大体三万、そして東京において七千二百人程度、大阪市が二千五百くらい、こう推定してゐるのであります。正確な数字を捕提し得ないので現状であります。推定で申し上げます。

なお不正行為については、政府で調べたものがありますから、政府の方から御説明いたします。

○鬼丸説明員 不正行為等の実態調査につきましては、昨年の夏、東京都内の組合に加入してゐる業者につきましまして、無記名各自記入の形で調査をいたしました例がございます。これは後ほどお手元に差上げたいと思つておりますが、その他警察署等でも若干の事例につきましては報告がありますけれども、結論的に申し上げますと、計統的にきつちりまとまつたものはなか／＼つかめない、こういう現状でございます。この点懸しからず御了承をお願いいたします。

○池田(肇)委員 もう少し、たとえばこの法律をどうしても出さなければならぬという、そういう客観的な條件となつてゐる／＼の事実、それは新聞や何かでもその片鱗はうかがえるのでありますけれども、それがどの程度の規模においてそういう不当な行為がなされてゐるか、この実態について御説明願ひたいと思ひます。

○鬼丸説明員 先ほどちよつと申し上げました、東京都の組合員一千名について調査いたしました結果、まともやつておるところによりましてたとへば被害といひますか、不正行為のうちにもいろ／＼なケースがありますが、大別いたしまして、詐欺的なこと、ないしは横領的なこと、その他というふうに分けて比べておりますが、結局統計百七十件のうち、これはそれだけしか件数が出て来ておりませんが、その件数のうちに、全然被害がなかつたというのが二百三十四件です。それから被害があつたというのが百六十七件、あと七十件については、件数には入つておりますが、被害のあるなしが回答されておらない、こういう状況であります。この被害のありましたうち、詐欺または詐欺に類するものが圧倒的に多いのであります。これがそのうち四七％程度占めております。それから横領あるいはそれに類するものが二七％程度、その他／＼なケースがあるわけでありまして、これらの強買行為、不正行為のうち、同業者と一般人の区別等も出ております。少しこまかくなりませんが、同業者の間で、たとえば詐欺に近いことをやつたというのが八十二件、一般人と業者の間の関係のものが百七十件というふうなことで同業者

間のそういう行為が相当にある、こう考えられるのであります。はなはだ不十分であります。が、そういうわけでありす。

○池田(肇)委員 いろ／＼な不正が、宅地あるいは建物に關連して行われてゐるというところは、想像できるのではありません。そういう幾多の事実について知つてゐるのであります。が、そういうような不正が行われる根本的な原因というものは、やはり住宅や宅地を取得することが非常に困難である、こういうところから原因があるのではないかと、とすれば、政府の方でもつと公営住宅やあるいは住宅金融公庫などの融資のわくを広げるといふ措置が積極的になされないと限り、たといこういふ法律をつくりましても、やはり不正業者があるのではなからうか。たとへば食糧が絶対的に不足してゐる場合においては、何ば警察が取締つても、いわゆるやみ屋さんという職業を根絶することは不可能である。こういつたようなことから考へてみましても、取締れば取締らないよりはいいかもしれませんが、そういう程度であつて、やはり不正といふことを根絶することは不可能ではないか、こういうふうにか考へるのであります。この点はいかがお考へになつておりますか。

○淺利委員 まことにごもつともな御意見であります。しかし現状におきましては、宅地建物の融資が非常に至難であるといふことから、いろ／＼売買取引の業者も続々と濫出し、またその間に不正も行われるということが実情であります。しかしながら、今日の現

状からいいますならば、敗戦後における日本の国力をもつてして、財政経済の貧弱なる現状において、われわれの希望する程度に、また国民の満足する程度に、公営住宅なりあるいはその他貸家等の建築を望むことは至難であります。これをやれば根本的に問題が解決するとは申しまして、しかしこれがやれない以上は、現状としてはやはり、この取引業の不正行為も自然にここに発生して来る。これを放任してよいからという問題になります。今のお話のように言いますれば、いくら刑法が存在しても、あるいは刑事事件を取締る規定があつても、犯罪は跡を絶たぬのでありますけれども、その根本の解決ができないからといって、これを放任するということは許されたいと思ふのであります。でありますから、根本の問題を解決するということは第一義でありますけれども、しかし現状に即して何かの取締り、規制をしなればならぬということは、必要やむを得ざる措置であると考えまして、この立法措置を講じた次第であります。

○池田(兼)委員 こういふ場合があると思ふのです。つまり政府のいろいろな政策の結果から、当然生れて来るものと思ふのですが、物価の問題が一つございまして、つまり物価が非常に騰貴して、建設資材の急激な騰貴があつた。これは過去二、三年の間にそういうことがあつたと思ふ。そういうために、たとえば三年前に契約した価格をもつてしては建物を建てるのができなかつた、その当時では建てるのができたのだけれども、その後の物価の変動からどうしてもできなくなつてしまつた、そのために契約の履行を遅延

させたり、あるいは建物の質を落したる、こういうふうなことが行われたのではないだろうか。大体不正というケースの何パーセントくらいか、そういう場合に当るのだろうか。そういうことも、悪いといへば悪いのですが、一応これはまだ了承しなければならぬ。このような理由があつたのではなからうか、こういうふうな考えられるわけでありまして、そういう点も不正として取締るとすると、取締りを強化して、かえつて弊害が出て来るのではなからうか、こういう点が考えられますので、どの程度そういう不可抗力的な客観的な情勢から不正が行われたか、こういうようなものはどの程度あつたか、この点を伺います。

○淺利委員 御質問の趣旨がよくわからないのであります。たとえば建てるものが物価の騰貴のために、不正な工事が行われた、あるいは取引が遅延したということでありまして、これは建築して売るといふような場合の問題にあらずして、売買はそのときとときに買われるのでありますから、ただ売買行為が行れた、あるいは媒介行為が行われたときに、遅滞なくこれを処理するということとで取締れるのであります。物価の変動があれば、それはその間には媒介行為が長引いておつたということ、当時の契約と違つたというところ、当時の契約と違つたというところもありません。それは取引でありまして、もし前に申し込んでもおつたものが、物価が騰貴した場合には、前に申し込んだ価格ではないといふこと、再協定ができると思ふのであります。そういう意味においての犯罪行為といふものは、あまり予想し得ないと思ふのであります。

○池田(兼)委員 私の言つたような場合が、建築会社などにたくさんあるわけですね。たとえば住宅金融公庫の金を、かわつて申請して借りてやる、そういう手続を私の方でつてやる。そして代金は何年間に支拂えばよろしい、五年なら五年で支拂えばよろしい、そういうふうな契約で住宅を建ててもらふ、こういう住宅会社というよりも、そういう方が方々あります。ところが何年たつても建ててくれない、いろ／＼聞いてみると、もう物価が変動して当時の価格では建てられなくなつてしまつた。こういうふうな事件があるわけなんです。これはやはり相当多くの問題になつてゐるのではなからうかと思ふのです。この法律では、

そういうものは取締れないわけですか。それとも、それはやはりその当時の代金は年賦で、あるいは月賦で返すというところになつても、その者の所はやはり宅地建物の取引業の一部に入らぬではないか、そういうふうに考えられるわけ、当然私の見解として、やはりこの法律が適用されるのではないかと思ふのですが、その点いかがですか。

○淺利委員 今の御指摘になりました例は、むしろこれは建設業法で取締るべき対象になると思ふ。これはたゞ現在存在するところの建物とかあるいは宅地といふものを売買、交換あるいはその媒介をするというふうなことでありますから、今あげられた事例は、これは建設業法で取締るべき範囲であると考えます。

○池田(兼)委員 それで了解します。十八條の「不当に高額の報酬を要求する行為」この不当に高額の報酬といふのは、どの程度のことになりましようか。

○淺利委員 大体料金の標準は、都道府県知事においてこれを定めるといふことになつております。その程度を越えてやりますならば、自然これは不当といふことになります。それも何か特別の事情があつて、わずかのそれに対する対価が認められる程度なら、これは格別でありまして、いゆる社会通念上を越えて内密に、いわゆる社会通念上を越えたものがこれに該当する、この解釈せねばならぬと思ふ。

○池田(兼)委員 法案の中で、不当に高額の報酬を要求する行為といふものを禁止事項とするからには、現実にとつての程度に不当に高額の報酬を要求している行為があるのかということに基いて法律がつくられると思ふのであります。従つて現実にはどの程度の報酬を要求しているのか、それがどの程度に不当なのか、この点をひとつ……

○淺利委員 大体現在においては料金の基準はありませんが、ただ業者間におきましては、大体は五％程度を両方から受けておる、こういう実情であります。しかしながら、ある者はいろいろの口実を設けて、いわゆるそれよりはなはだしく超過した料金をむさぼつておる者もあるように聞いております。それらのことを取締るために、今度はそれらの標準を「都道府県知事」の定めるところによる。この都道府県知事が地方の状況によつて、緩急輕重をはかつて定めるように規定した次第であります。

○池田(兼)委員 そうすると都道府県知事にまかせるのであります。五％ずつ両方からとるといふ行為を正当な報酬だとすれば、現在五％ずつとつてゐる業者は、何らさしつかえないといふことになる。従つて現在業者がやつてゐる通りのことが肯定されるわけ、これは禁止事項にも何にもならぬ、こういう結果になるのであります。従ひまして、やはりどの程度が不当なのか、五％が不当とか、これは一％でなければいかぬ、こういうふうにはならないと、禁止事項にも何にもならないといふことです。私の考えとしては、たとえばやみといふものを取締るけれども、公定価格をやみ値に上げてしまつたのでは、何の庶民階級に対する利益にもならないわけですね。それと同じように、現在建物取引業者等がやつておる行為を、そのまま肯定してしまふような報酬の基準を、都道府県知事が出してしまつたのでは何もありませんから、法律の上で明確に何パーセント以上はいかぬ、こういうふうにした方がよろしいのではなからうか、こういうふうに考えて質問したわけなんです。

○淺利委員 現在においては、ほとんどこれは公にされたものでないのではありません。ただ業者間のその申告せによつて、あるいは自衛的にそういう一定の標準を設けております。しかしながらこの法律ができますと、初めてその料金の標準といふものは定まるのであります。その報酬はどの程度がよろしいかといふことは、都会地によつても違ひます。また地方の小都會といふように、おのずからその環境によつて異なつて来るのであります。それらを勘案して、都道府県知事が適正にそ

の標準を定める、こういうのが本法の目的であります。なおその五%と申しましても、少額の場合は大体その標準でありましても、はなはだしく高額の場合においては、あるいは一定の最高限度を設けるとか、段階的にその報酬基準を定めるという事も、考慮せねばならぬと思つております。これらのことは、今後この法律実施の後において、都道府県知事はその地方の実情に即したところの標準を定めてこれを公定化する、こういうことにいたしたいと考えております。

○池田(鑑)委員 各地方々々によつて報酬の額というのは違ふと思ひます。それで最近取引業者の数の相当数に上つておりますし、結局不当に高額報酬を要求いたしましたも、それに対してお客さんがついて来なければどうにもしようがないのであります。やはり正当な報酬の方にほうつておいて、自然におちついてしまふのではなからうか、こういうふうにも実は考えられるわけです。でありますから、県知事がこの正当な報酬というものを規定する場合、やはりそういう市場価格とでも申しましようか、そういう通例行われている報酬を基準にするはかない。そういうことになりまうから、おちつくところにおちついて行くのであります。別に法律できめてもきめなくても、同じような結果になつてしまふのではなからうか、こういうふうに考えられるわけなのですが、この点はどうなのでございませうか。実際に法律の効果はありましようか。

高いか安いか、それはそのときの交渉によりまして、その手数料をまけてくれとか、あるいは売る方が買つた人からだけ手数料をもらつてくれというふうな取引はしてございませうけれども、しかしこれは現在においては何ら基準がない、業者の定めるところに従うのであります。でありますから、ある者は、その基準のないことをたてにして、不当な請求をする。頼んであとで不当な料金をとられてびつくりする、そういうようなことも起つて来るのであります。今度の公定化の後におきましては、これは都道府県知事も幾らとなればならぬというのではなない。最高基準を定めるのですから、業者はそれ以下において、今御指摘のやうに、あまり高ければ頼み手がなからぬと、あまり低ければ頼み手がなからぬと思つておられる、これは当然あり得ると思つておられます。ただ現在においては何らよるべきものがないのであるから、頼む方も基準がわからない。また業者としても不当に高いものをとつても、これが法律上何ら罰せられることがないという現状でありますから、これを規制しようというの、今回の法案の趣旨であります。

○池田(鑑)委員 最後に一点だけお尋ねしておきたいと思ひますが、都道府県知事が報告やあるいは立入検査などをやる権限を持つてあります。が、こういう場合に、おそらく警察署などがその実際の仕事をしに行くことにならるわけではなからうか、というふうに考へるとか、あるいは自動車屋さんであるとか、あるいは警察が取締る相手が最近多くなつてゐるのであります。終戦後においては、警察というものは、戦前とはまづたくかわつて、そういう業務にはタッチしなかつたのであります。が、最近再び警察がそういう業者に干渉したり、帳簿検査をしたりするようになつて来ております。この法律が出来ますと、やはり警察が、宅地建物取引業者などに対して、一つの権限を持つて来る。そういうことになりまうと、現実はどういうことかという、これは業者の組合などが、警察署に対して飲ませたり、食わせたり、そういうことが非常に数多く起つて来まして、そして警察の不当な権限の擴張と申しますか、勢力範囲の擴張といひますか、そういうことが起つて来ます。こういうことが予想されるのであります。この点提案者はどういふふうにお考えになつておられますか。

○浅利委員 池田君の御懸念のようなことは、この法案の上から出て来ないと思ひます。と申しますのは、第一に現在の警察の組織を考えましても、元は県知事の下に警察部というものが属しておつたのであります。現在が県知事と国家警察地方本部というものは、独立の機関でありまして、知事の指揮監督には従わないのであります。その系統が第一に違つております。第二に、この帳簿検査その他の立入りをするの、知事の権限で、知事の部下の者がするものでありますから、警察権を持つておりません。のみならず第二十条の第三項において、「第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」という特別な注意規定もしてありますから、そのおそれはないと思ひます。ただ犯罪行為があれば、これは当然別個の問題として警察が捜査をする。これは別問題であります。この規定からは当然生れて来ないのであります。

○小平(久)委員 関連して……。ただいま第十八條の、不当に高額報酬を要求する行為という点で、池田委員から御質問がございまして、これに対して提案者は、不当にというものは、前條の第十七條によつて、報酬の額は都道府県知事が定める、そのきめた以上は要するに不当だ、そういう趣旨の御答弁のよりに聞きたのであります。私はそこはちよつとおかしいのじやないかと思ひます。そう申しますのは、罰則との関係を見ますと、第十七條に對する罰則は、二十五條で規定し、十八條に對する罰則は、二十四條で規定いたしておるようであります。しかもこの都道府県知事がきめた報酬額以上にとつた場合には、三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金、こういうことになつておりますし、十八條の方の不当に高額報酬を要求した場合に、今度は二十五條によつて、一年以下の懲役もしくは十万円以下の罰金、こういうふうに刑罰もかわつておるの、でありますから、当然これは何か違つたことを予想して、こういうふうな規定しておるのじやないかと思ひます。が、その辺いかがでありますか。

○浅利委員 この十七條の二項においては、「前項の額をこえて報酬を受けなければならない。」というふうに消極的に規定してありますが、しかし実際問題として、たとえば東京の人が静岡県にあるところの建物を買ふとか売るとかいうような場合に、わざ／＼そこまで出張するといふことになると、普通の報酬額ではできない。そういう場合に、実際に請求するといふような場合も生じて来るのであります。そういう場合には、はたしてこれが予定の金額を越えたから、報酬として不当であるかどうかという問題が出て来るのであります。そういう場合に、真に実費として特別に請求することを、取引をいたした者との間に話し合ひがついてやつたという場合に、必ずしもこれを不当の報酬と認めるわけには行かないと思ひますが、それ以外において、われ／＼の社会通念上、規定以外に不当の高額報酬を要求したという者を取締る趣旨において、この第十八條が規定されておるのであります。

の報酬を要求する行為、こういうこと
になつておりました、單に要求しただ
けでも、第二十四條によつて三年以下
または三十万円以下の罰金、こうなつ
ておるし、今度は都道府県知事のきめ
に類するものも多く報酬を現実にとつた場
合においても、一年以下の懲役、十萬
円以下の罰金となつていて、要求した
行為の方がむしろ罰則が重いというの
は、常識的に考へておかしいのです
が、これはどういふ御趣旨でございま
すか。

○淺利委員 十七條は、都道府県知事
の定めた報酬を越えて、報酬を受けた
場合でも、これは不当に高額に属しな
いからかのような場合であります。し
かしながら、十八條は、不当に高額の
報酬を要求した、こういうのでありま
すから、そこに悪性がある。こういう
ことで、この方の刑罰を重く見た次第
であります。

○小平(久)委員 その点は私はちよつ
と提案者とあへてのような感じがす
るのであります。この不当にというこ
との御答弁は、きわめて不明瞭であ
りまして、事情によつてはいま少しく
らゐる都道府県知事がきめたよりも高くと
つてもいいのだというやうなことで、
何かばやけておつて、しかも刑罰があ
るといふのはどうかと思ふ。いやしく
も刑罰がある以上は、その一線をはつ
きりしておくといふ必要がどうしてあ
ると思ひますが、いかがですか。

○淺利委員 それはごもつともであ
りますが、この不当といふ場合を、事例
をあけて規定いたしますと、非常に法
が狭くなります。この点はひとりこの
法律に限らず、社会通念上こういうも
のは、こういう言ひ方をもつて現わし

ておる例もあるのでありますから、今
御心配のようであります。もつと具
体的に何か規定しなければならぬとい
うことになりまされども、それを一々
列挙するといふことは煩にたえないの
であり、また実際の運用上困るとい
う考へでございしておるのであります。こ
れは十七條と対照して見ましても、十
七條の第二項を越えてやつた場合の刑
罰は低くて、この方が高い、重いとい
う点から見ましても、どの程度が不当
であるといふことはわからぬ額を越え
たといふ場合でなく、あるいは二倍、
三倍といふやうな法外な要求をした場
合を予想しておるのであります。

○小平(久)委員 この点はそれくらい
にしておきまして、なお都道府県知事
の定めた報酬といふのであります。こ
れはおそらくは建物なり、宅地なり
の所在地を管轄する都道府県知事がき
めた報酬、こういう意味だろうと思
ふのです。と申しますのは、たとえば東
京の業者が横浜へ行つてあつせんを
するかも知れぬし、逆な場合もあるか
もしれぬ。業者の考へによつては、少
うがつた考へ方かも知れませんが、東
京の業者は東京の都道府県知事がき
めたところに従つていふ考へも出て来
るのじやないか。この点はいかがで
すか。

○淺利委員 犯罪の原則として、これ
は属地主義になると思ふのでありま
す。でありますから、東京の人と横
浜の人との間に行われる取引の場合に
おいては、東京の人は東京の規定によ
つてやつていふわけでありま。また
横浜の人は横浜の都道府県知事の定め
たところに従つていふわけでありま
す。ただ東京の人が神奈川県に行つて、神

奈川県の県内の人の相互のものを取扱
つた場合には、やはり属地主義であり
ますから、神奈川県規定に従つて、こ
れが原則だと思ひます。

○小平(久)委員 最後に一点伺いま
す。大体この法律をつくろうとする動
機と申しますか、これがやはり業者の
間に多少の不正もあつたことが一つの
原因になつておるやうであります。が、
先ほどの御説明によりますと、何か東
京都について調査によると、特に詐
欺的な行為が業者の間に多いといふよ
うな御説明があつたやうであります。
ところがこの法案を見ますに、業者
の業務を停止するとか、登録を取消
するとかいふやうなことが二十條に規定
してあるのではありませんか、たとへばそ
うな刑事的な犯罪を起したといふよ
うな場合には、別に業務の停止とか、
登録の取消しとか、そういうことにな
るやうには規定されておらないやうで
あります。ただ単に破産者が復権しな
いとか、その他いろいろあるやうで
すが、大体犯罪との関係は、犯罪を犯し
た場合にもそういう特殊の失格、そ
ういふ規定をしないのはどういふわ
けでしようか。

○淺利委員 この都道府県知事の取締
り範囲は、この規定に違反した場合で
あります。もし実質的にそれが詐欺
行為をなすとか、あるいは横領の行為
をなすとかいふことになりまされば、
これはひとりこの法律の違反になるの
みならず、これは刑事上の実質犯にな
りますから、その面においては警察で
取締ればよい。こういうふうに考へて
おります。

○小平(久)委員 先ほどのこの法律を
つくろうとする趣旨が、そういう不正
な業者を排除しようといふことが一つの
大きな眼目であるといふ以上は、裁判
の結果そういう違反を犯したといふこ
とが明らかになつた者に対しては、少
くとも一定期間業務の停止を命ずると
か、何かそのいふことがなければ、こ
の法律をつくる趣旨の大半が失われる
やうな気がするのですが、その点はい
かがですか、重ねてお伺いします。こ
れは刑事犯罪自体の罰はもちろん別で
あります。これは申し上げるまでもない
のであります。

○淺利委員 第二十條の第二項の四に
は、「この法律の規定に基く都道府県知
事の処分違反したとき。」第五には
「その他業務に關して著しく不当な行
為をしたとき。」といふやうなものが入
つておるのであります。であります
から、二十條においてはそういう御懸
念のやうな場合は登録を取消される原
因になると思ひます。

○内海委員 代理 本案に關します質
疑は次會に譲りたいと思ひます。

○内海委員 代理 次は日本国との平
和條約の効力発生及び日本国とアメリ
カ合衆国との間の安全保障條約第三條
に基く行政協定の実施等に伴い国家公
務員法等の一部を改正する等の法律案
を議題といたします。

質疑に入りま。通告順によりまし
てこれを許します。田中(鐵)進君。

○田中(鐵)委員 従来進駐軍労働者が
実質上国家公務員法の適用の中に置か
れて来たのでありますけれども、肉體
労働を中心とした進駐軍労働者につい
てこれをいわゆる国家公務員法で縛る
といふこと自体が無理なのでありま

す。今回議和條約発効に伴い進駐軍勞
務というものがなくなつて、駐留軍に
對する労働に切りかえられる機会に、
これを國家公務員法からはずすとい
ふ本法の提案趣旨に對しましては賛意を
表するものであります。その立場か
ら二、三點お伺ひして見たいと思ひ
てあります。従来國家公務員法の適用
を受けておりました場合においても、
現実に存在する雇用者側の、いわゆる
占領軍といふものを背景としたところ
の不当なる労働行為に對しましては、
何ら実質的にはこれが保護されて来
ておらないのであります。今回これを國
家公務員法からはずして特別職にする
といふ場合に、やはり駐留軍といふど
も神様でない限り、その労働行為の面
におきましていろいろの問題が起ると
思ひます。それに対しては國として、
たとえば労働三法との
關係等におきましてどういふやうな保
護をこれらの駐留軍労働者に加えて行
く考へてあります。まずこの点につ
いてお伺ひしたい。

○宮島(鐵)委員 従来占領下にありまし
たために、いろいろ御指摘のやうな不
都合な点があつたかと思ひますが、
講和発効後におきましては独立國とな
つたわけでございます。従つて今後
その点はずつと改善されて行くものと
考へております。事実行政協定にお
きまして、この労働關係につきまし
ては国内法規をそのまま適用するとい
う点が確認されております關係で、今
御指摘のやうな点がずつと改善され
て行くものとわれ／＼は考へておりま
す。

○田中(鐵)委員 そういたしますと、
今度これらの駐留軍労働者は國家公務

員法のいわゆる適用を除外されて、特別職的な立場に立つわけですが、国内法と申しますと、いわゆる労働三法の適用を受ける、こういう意味と解していいわけですか。

○宮島説明員 特別職からもはずされまして、まったく民間の企業に雇用される労働者と労働法上は同様の取扱を受けることになるわけでありまして、

○田中(總)委員 それでややつきりいたしたのでありますが、それではその点についてもう一点伺いをいたしますと、これらの駐留軍の勤務に従事する者の雇用主は、その関係から申しますと、これは日本側だというふうに理解していいわけですか。駐留軍が直接雇用の雇用主になるという立場ではなくて、日本側がこれらの労働者の供給者としての雇用的立場に立つ、こういうふうに理解していいわけですか。

○中村(文)政府委員 ただいまの御質問についてお答えいたします。この点につきましては行政協定にもうたつてあります通り、また再々行政協定の点で国会等におきまして御説明がありましたときに御質問がありました通り、直接雇用の面と間接雇用の面と二通りござります。従いまして直接雇用の面につきましては、米軍自体が雇用主でありまして、一切の責任を負うことになるとお思います。間接雇用の面におきましては、国が一応雇用主の立場に立ちまして一切の責任を負う。ただこの際先ほど労働省の方から御説明がありましたが、非常に實際上困難なことを予想されますのは、実は作業の指揮監督をいたします面が軍でござります。従いましてこの点は事業主がかり

に政府でありまして、その面までのタッチはできない、この点がかりに労働三法が完全に適用されましたあかつきにおきましても、多少遺憾なことがあると考えるのでござります。さうな面につきましては今後の軍との折衝におきましてできるだけ明確にいたしまして、軍の指揮監督上の問題につきましては、十分に軍として責任をとるよう配慮いたすようにいたしたいものだとおもうふうに考えております。

○田中(總)委員 特にその直接雇用に属する部分の駐留軍労働者の、従つて身分の問題につきましては、従来国家公務員法で保護されておりました当時においてすら実質的にはきわめて自主的な立場にこれらの労働者が置かれておつたのであります。その関係が、今後もちろん占領被占領という力関係を離れさせるけれども、やはり直接雇用の場合の雇用主が軍自体であるというところに、自主的な労働三法の適用等の問題については、これは法的な保護というものをわれ／＼期待することは無理だと思つております。従つて軍の管轄地域内で労働に従事する関係からいたしまして、先般国会を通過成立いたしましたところの刑事特別法との関係事項もこれは起らないという保証はできないと思つております。その意味において特に直接雇用に属する部分の労働条件の問題等については、労働省において今後駐留軍当局との間に相当詳細にわたり、また日本の労働者の立場を十分考えた折衝が行われなければならない、かなり細部にわたつて行われなければならないと思つておりますが、労働省としてその点の準備があるかどうか、承つてお

きたいと思つております。

○宮島説明員 従来からその点につきましては協議をいたして参つております。先ほど御説明申し上げました通り、直接雇用の場合及び間接雇用の場合、この二通りに対して完全に国内法が適用になるようにという点で十分詰合を進めておられますので、今までのようなことがずつと改善されて来るものと考えております。ただ軍の機密にわたる点もありまして、軍隊の敷地内ではいろいろ起つた点について、たに困難を伴うものと考えますが、これらの点につきましても原則として国内法規が適用されることになつておりますので、そういう事実があればその事実に基づきまして従来よりもその取扱ひについて法律の保護を受けしめるような交渉ができるものと考えております。

○田中(總)委員 その点については主管の労働大臣から実はもつと明確な方針を承りたいと思つておりますが、現実には実質的な植民地的な状態における労働行為ということに相なるわけでありまして、その点から見ますところした方面に働く労働者の地位というものはきわめて不安な状態に置かれるのであります。もちろん原則的には国内法を適用するということについては了解がついておることはわれ／＼も承知いたしておるのであります。過去の占領下の経験から申しますと、その点については特にこうした方面に日本人以外に労働に従事するものが現実にないわけでありまして、その意味から特に労働省当局としても慎重なるや

はり態度をとつて、少くともこの点については能う限り具体的なとりきめを進めていただくことを強く要望しておくものであります。

次にお伺いをしたいのは、第五條の關係であります。従来この連合国軍關係の労働者のうちの技能工系統の労働者の問題について、この法律に従いまして法律第九十号の十一條による労働大臣の一般職種別賃金の適用を今度は受けないことに相なると思つたのであります。従来の場合の一般職種別賃金の告示に必要な調査とか、あるいはこの告示というものはこれはもう全然行われないうちでありますか、どうか、この第五條の關係と、特にこれに關連する法律第九十号の第十一條第一号との關係、具体的に言えば、労働大臣が告示する一般職種別賃金の適用除外の問題についての御説明を伺いたいと思つております。

○宮島説明員 御指摘のように、この法律が成立いたしましたすると、一般職種別賃金の適用を受けないことに相なるのであります。ただ、一般職種別賃金は駐留軍要員に対して適用がなくなるのでありますけれども、いわゆる公共事業費關係の労働者には今後とも適用が残ることになりますので、それに關する限りの職種別賃金は、今後とも告示されて行くことに相なるわけでありまして、従いまして、これに必要な調査はその都度いたしますし、今申しましたように、告示の改訂を今後もちつて行くことになるわけでございます。ただ従来一般職種別賃金の適用を受けたい駐留軍要員の賃金が、今後職種別賃金の適用を受けないといひましても、その影響は事実上あるだろうと考えら

れます。従いまして、今後労働大臣が告示を改正する、あるいは調査を実施する等の場合におきましては、その事實關係を十分注意いたしまして、調査及び告示の改正に当たりたいと考えておるわけでありまして。

○田中(總)委員 その点に關連して、附則の二項に、駐留軍労働者の給與その他の勤務條件については、調達庁長官が第九條第二項の規定によつて定めるまでの間は、従来連合国軍労働者の給與その他の勤務條件の例によることになつておるので、ただいま御説明になつた点も、調達長官が新しいこの法律の第九條によることの規定を行ひますまでは、当然そういうこともなろうと思つております。が、第九條の第二項の規定によつて、駐留軍労働者の給與その他の勤務條件については、調達庁長官が定めるまでの間は、大体いつごろきまるのであります。それまでの間は従来連合国軍駐留軍労働者の給與及び勤務條件がそのまま続くのであります。調達庁長官が新しく九條の二項に従つて給與その他の勤務條件をきまるまではどのくらいの時間がありますか。

○中村(文)政府委員 ただいまの御質問であります。時期のことにつきましては、実は明確な見通しは持つておりません。と申しますのは、ただいまも労働省の方から御説明がありました通り、非常にこの問題は重大な問題でござります。労働者の生活條件の大きなデータをきめる事項でござりますので、従つてわれ／＼といひましては、かような法律第九十号がはなれましますところの力を持たねばならぬと

的な占領下と独立後という事態の變化もあるわけでございますから、私はここでやはり一応、従来のものを計算して、現金で支給してやるべきではないか、かように考えるのでありますけれども、もちろん財政的な関係ではたしてそういうような部分に充てるところの予算上の処置が今ただちにはあるいは困難かもしれないのであります、もし補正予算等を編成する機会があるならば、その部分にはやはり予算的処置を講じてやつて、現金で支給するのが私は筋ではないかと思うのであります、その点を重ねて伺つておきたいと思ひます。

○岸本政府委員 ただいまの点でござ
います。また同じ御返答を申し上げ
て恐縮でございますが、この点は、な
るほど財政上今ただちに支拂うとい
うことになりません。これは七十億、八
十億の金がいりますので、とうてい現
在の特調費からは出て参らないので
ございます。将来それに補正予算処置
を何か講じてやるかどうかという問題
になります。これは先ほど申し上げ
しました通り、今回とりましたこの措置
は、つまり退職手当は必ず身分が変更
したときに支拂うべきものであるとい
う観念は必ずしもとつておらないので
ございまして、やはり最終退職の際に
支拂う、ただ計算といたしましては、
講和條約発効のときまでは必ず確保す
る、そこで精算して一応確保してお
く、かような考えに立つて、この措置
を提案申し上げたのでございます。従
つて、現金支給をやるのが原則だつ
た、ただ金が足りないからこの際押え
たのだ、従つて将来補正予算で何とか
なるであろうというような考え方に
は、必ずしも立つておらないのでござ
います。

○田中(鐵)委員 その点につきまして
は、もちろんわれ／＼貨幣価値の変動
の問題まで持出す考えはございませ
んが、今後駐留軍労働者が現実に置かれ
る労働條件及び給與等の問題について
は、これはやはり現に引続き駐留軍の
労働者として労働をしている者につ
きましても、自由な判断の機会を與える
ことが本筋だと思ふ。そういう観点か
ら見ますならば、これは予算処置を
講じていないから今ただちには不可
能だとすればいたし方のない問題であ
りますけれども、少くともこれを現金

で一応計算して拂つてやるという建前
に立ちまして、次の補正予算等の機会
にはその問題を考へてもらいたいとい
う、これは私の希望意見であります
が、申し述べて私のこの点に関する質
問を終ります。

○内海委員長代理 この法案も、また
前段の宅地建物取引業法案も、質疑が
まだ残つておりますから、この次にま
た続行していただきたいと思ひます。
本日の質疑はこの程度でやめまし
て、次会は公報をもつてお知らせ申し
上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会